



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日(月) 号外(第21号)

目次

	ページ
条 例	
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	2

■ 条 例

群馬県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十三号

群馬県条例の一部を改正する条例

群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「控除の限度額で施行令第九条の七第四項に規定するもの又は同法第十二条第二項の控除の限度額で施行令第九条の七第五項に規定するもの」を「地方法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額」に、「同条第六項及び第七項」を「施行令第九条の七第四項及び第五項」に、「同条第八項から第十七項まで」を「同条第六項から第十五項まで」に、「(同条第六項及び第七項)」を「(同条第四項及び第五項)」に改め、同条第八項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第九項中「第九条の七の二第三項」を「第九条の七の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則第八条の三第一項及び第十五条の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第一項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の五に次の一項を加える。

5 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。)のうち同条第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行った炭化水素油(第四百四十一条第三項に規定する炭化水素油をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第四百四十二条第一項(第五号(消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第二十二条の五の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第二十二条の五の二 前条第一項の表第三号に掲げる用途に供する軽油の引取りを行う特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。)は、第四百四十六条の十九第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油が軽油である場合には、第四百四十六条の二十一第三項の規定は、適用しない。

3 特例対象事業者は、第一項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の施行規則附則第四条の八の二第一項に規定する事項を、知事に届け出なければならない。

4 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の施行規則附則第四条の八の二第四項に規定する事項をこれに記載しなければならない。

6 知事は、第三項又は第四項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を第一項の製造を行う場所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

7 第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第二項において準用する第四百四十六条の十三の規定の適用については、同条中「並びに前月」とあるのは「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第二十二条の五の二第一項の製造に関する事項その他」とする。

附則第二十二条の八の二中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第二条 改正後の附則第二十二条の五第五項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2 改正後の附則第二十二条の五の二第一項の規定は、施行日以後の炭化水素油（群馬県税条例第四百四十一条第三項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
